

職　　名	会計年度任用職員（パートタイム）
職　　種	一般事務補助（グラウンド整備等を含む）
業　　務　　内　　容	<ul style="list-style-type: none"> ・大野町運動公園での施設維持管理業務（グラウンド整備等の作業を含む） ・大野町運動公園に関する窓口での受付や電話応対 ・P C等による利用者の予約対応
募　　集　　人　　数	1名
募　　集　　条　　件	パソコンや文書作成・表計算ソフトの基本操作ができる方（資格不要）
任　　用　　期　　間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>※任用期間満了後に勤務成績が良好であるなど一定の条件を満たした場合は、再度任用されることがあります。</p>
勤　　務　　地	大野町運動公園（揖斐郡大野町大字野860番地）
勤　　務　　日　　数 及　　び　　時　　間	<p>週5日 次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前8時00分～午後4時00分 ・午前6時00分～午後5時00分 の間の 7 時間程度（週35時間未満） <p>※グラウンドの使用時間により、勤務時間が前後します。</p>
休　　日　　等	土日・祝日・年末年始
報　　酬　　額	時給 1,203円～ ※別途、通勤距離により通勤手当相当分の支給あり
支　　払　　日	翌月10日払い（10日が土日祝日の場合は、当該日の直前の平日に支払う。）
手　　当	勤務条件により期末手当・勤勉手当の支給あり
休　　暇	年次有給休暇、その他休暇制度あり
加　入　保　險	勤務条件により共済保険、厚生年金、雇用保険等に加入
身　分　・　服　務 欠　格　条　項	<p>地方公務員法及び大野町条例等を適用</p> <p>【欠格条項】次のいずれかに該当する方は申込できません（地方公務員法第16条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・大野町職員を懲戒免職になり、その日から2年間を経過していない方 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職あって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方 ・日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
問　合　せ　先	生涯学習課生涯スポーツ係 0585-35-5379（直通）